

- ・検査等のガイドラインを踏まえ各都道府県で検査を実施
  - ・過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウム濃度の検出
  - ・レベルの高い品目・地域について重点的に検査
- 検査のガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)
    - 検査結果や知見の集積を踏まえて、より適確な検査が行われるよう見直し(平成23年4月4日の制定以来5回見直し)
    - これまでの検査点数:約102万点(この他米の全袋検査3,227万点など) 平成27年2月1日現在
  - 過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目、地域について、特に綿密な検査を実施

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

以上のような栽培面での取組に加えて、収穫物の放射性セシウム濃度の検査を行い、基準値を超過するものを流通させないような取組が行われています。

検査は、過去の結果などを基に、基準値を超える可能性があると考えられる品目・地域などで特に重点的に行われています。

具体的には、前年度の検査で基準値の2分の1の値を超えたことのある品目・地域で重点的な検査が行われるとともに、それ以外の品目・地域についても、摂取量や出荷量などに応じて自治体が計画的に検査を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連 Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか